

Modern Insurance Science : the New Interpretation of Traditional Insurance Science

小川, 浩昭
西南学院大学商学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/22097>

出版情報 : Kyushu University, 2011, 博士 (経済学), 論文博士
バージョン :

権利関係 : (c)2008 九州大学出版会 : 文献の利用は非営利目的に限ります。無断での転載、内容の変更を禁止します。引用する際は必ず出典元を明記してください。

第3章

保険の歴史と分類

1. 問題意識

多種多様な保険が存在する現代保険を把握するためには、共通性を重視した保険の本質把握のみならず、各々の保険がどのような関連に立ち、保険制度が総体としてどのような役割を社会に対して果たしているかを把握することが必要である。各々の保険の関連を把握するためには、保険の個性性を重視して、多種多様な保険が適切に分類される必要がある。また、各々の保険の関連は、個別の保険が生成・発展する中で歴史的に形成され、現在において把握できるものであるから、その生成・発展および社会的意義が明らかにされる必要がある。以上から、多種多様な保険の把握のためには、共通性を重視した保険本質論と並んで個性も重要であり、各々の保険の生成・発展という歴史的な流れを踏まえた、保険の分類の考察が必要であると言える。保険の歴史を縦糸とすれば、保険の分類が横糸であり、縦糸と横糸で現代保険を織り込むことで、多種多様な保険の把握が可能となろう。

保険史は、保険の起源、近代保険の成立を考察の中心としつつ、保険がいかにか資本主義社会において生成・発展し、現在に至るのかを跡付ける。しかし、社会経済の発展段階の一段階である資本主義社会のみを考察するのでは不十分である。保険の本質の考察において明らかにしたように、保険は経済的保障制度であり、経済的保障制度は太古の昔から存在してきたことから、保険は資本主義社会における経済的保障制度と捉えるべきである。超歴史的な制度といえる経済的保障制度が、資本主義社会において保険という形態をとったと言え、この点から経済的保障制度の歴史の中で保険が把握されなければならない。

「分類はたんに対象についての理解を助ける手段であって、分類することによって対象の本質を解明することはできない」（鈴木譲一 [1980] p. 86）との指摘もあるが、「区別することが理解することである」（横尾 [1965] p. 83）との諺もあるように、考察対象への深い洞察と理解があってこそ適切に分類がなされ、分類を通じて全体像が明らかになると言えよう。したがって、分類することが考察対象の本質解明とはならないが、正しい本質把握がなされていなければ適切な分類は不可能であり、その点から分類自体が本質の表現の一つと言えるのではないか。保険の分類についてもこのことは当てはまり、「保険と類似保険を一定の基準に基づいて整理分類することは、保険をめぐる理論と実践をより高度化し、精密化していくために、換言するならば保険をめぐる諸現象を解明し、また社会経済の発展のために保険が資すべき方向を模索し、さらにこれを実行に移すにあたって緊要である」（真屋 [1978] p. 193）と言えよう。分類自体は本質と密接に関連し、個々の保険の機能把握において必要であろう。

保険の歴史と分類は重要であり、両者を合体させることで、保険の時間的・空間的・立体的把握がなされ、保険の本質把握にも資することになるろう。

2. 保険の歴史

(1) 経済的保障制度の原理

人類は社会という集団を形成し、その中で経済活動を行ってきた。経済活動はさまざまな危険にさらされており、そのような危険にいかに対処するかということが、経済活動を営む上で無視することのできない問題となる。経済活動が混乱し、経済的困難が発生しないように、危険を「予防」したり、時には危険を「回避」することも考えられるが、完全な予防は不可能であり、また、危険を回避してばかりでは経済活動そのものが成り立たないので回避は抜本的な危険対策とはならない。したがって、時に危険が顕在化することが避けられず、そのため危険が顕在化し、経済的困難が生じることに對して、できるだけ混乱を最小限に留めようとする「鎮圧」も必要である。しかし、有効な鎮圧がとられたとしても、所詮鎮圧は事後対応であるから、経済活動の混乱自体を避けることができない場合もあり、また、常に有効な鎮圧がとられるとは限らな

いであろう。こうして、危険に対応するために「予防」、「回避」、「鎮圧」は重要であるとされるものの完全ではありえないことから、発生した経済的困難に対応する制度が求められることになる。

発生した経済的困難に対応する制度とは、困ったことが起こっても一定の経済状態を確保するための制度と言え、これを「保障制度」と言う。経済的困難とは、何らかの形で経済的ニーズが発生することと言えるから、「経済的ニーズ発生の可能性」という意味での危険をリスク (risk) として、経済的ニーズが発生＝リスクが顕在化しても一定の経済状態を確保できるようにする制度、すなわち、現在または将来における一定状態を保持しているものが、これを侵害されないように防護・保全する制度が経済的保障制度である。経済的保障制度は善後策であり、いかなる社会においても求められるであろう。したがって、経済的保障制度は超歴史的な制度であり、経済的保障概念は超歴史的な概念である。しかし、各社会・各時代の経済的保障制度は常に同じ形態で形成されるとは限らず、各社会・各時代の仕組みに規定されながら形成されると考えるべきであろう。この点においては、経済的保障制度は歴史的概念でもある。経済的保障制度の有する超歴史性、歴史性を把握するにおいては、原理の考察が必要であろう。

およそ経済的ニーズ発生への対応方法としては、自分自身で対応する、他のものと連携して対応する、国家などの公的な機関が対応する、の3つが考えられるのではないか。自分自身で対応するとは、発生した経済的ニーズに対して、個人的・私的的努力によって対応することであり、「自助」と言える。他のものと連携して対応するとは、相互に助け合う「相互扶助」・「互助」と言えよう。公的機関の対応は、公的な機関によってなされる救済と言え、「公助」と言えよう。個々具体的な経済的保障制度は各社会・各時代の性格によって規定され、さまざまな形態をとることが考えられるものの、経済的保障の原理自体は、普遍的な自助・互助・公助によって把握することができよう。経済的保障の原理自体が普遍的であるにもかかわらず、各社会・各時代の経済的保障制度が歴史的な存在であるのは、この3原理の組み合わせによって各社会・各時代の経済的保障制度が形成されるからである。ある社会・時代では、互助が前面に出され他の原理は背後に押しやられ、逆に別の社会・時代では自助が前面に

出て他の原理は背後に押しやられるというようにして、その組み合わせが各社会・各時代の経済的保障制度の形成原理となり、この点において経済的保障制度形成原理も歴史的概念となる。

(2) 資本主義社会以前の経済的保障制度¹⁾

社会の歴史をどのような時代区分によって捉えるかは、非常に重要な問題である。ここでは保険の歴史的考察に資する時代区分ということが求められることから、近代・資本主義社会以前と以後という分類が重要である。前述の通り、保険が近代・資本主義社会で生成・発展した制度であり、資本主義社会における経済的保障制度であるからである。そこで、近代を重視して、前近代と近代という二分法にしたがって考察を進める。

経済的保障制度の歴史の中でいかに保険が生成・発展してきたかを明らかにすることが重要であることから、まず前近代の経済的保障制度の原理がどのようなものであったかを明らかにする。前近代もさらに時代区分をすることができるが、保険との関係では、共同体の役割が大きな社会であり、原始的な社会を脱して国家の形成がみられた以降の時代で考えると、互助や公助が中心の社会であったという点が重要である。古代、中世の資本主義社会以前は、「多くの場合、共同体の土台の上に専制国家がのっかり、再分配という形での上からの救済によって、共同体の互惠関係を補っていたのが多かったのではなからうか」(箸方 [1992] p. 27) との指摘もあるように、少なくとも、自助は背後に押しやられていたと言えよう。そのような前近代の社会で保険に類似する制度として指摘されるものに、コレギア・テヌイオルム (collegia tenuiorum) や冒険貸借がある。

コレギア・テヌイオルムは古代の宗教的組合であり、組合員が死亡したときに葬式費用を支給したり、未亡人に年金を支給することを目的とするものがあったと言われる。中世ではギルドが組合員の病気・傷害の治療費や死亡の際には葬式の費用を負担していた。これらは生命保険の先駆的形態と言えよう。

1) ほとんどの保険の入門書、教科書には保険史が含まれているが、ここでの考察は主として木村ほか [1993], 安井 [2000], 水島 [2006] による。

また、火災ギルドと言ってよい火災の損害に対応するギルドも存在したようである。いずれも社会・時代の仕組みに規定され、互助を原理とする経済的保障制度と言える。これに対して、古代に存在していたとされる冒険貸借こそは、近代に成立した保険に直接連なる制度と言えよう。

冒険貸借は、共同体の外に存在し、その点から共同体の保護を受けられない商人の自助的な制度と言える。すなわち、互助が支配的な社会で自助が強制された商人が、海上リスクに対応するために考案した自助的な制度と言える。冒険貸借は地中海沿岸諸都市の間で行われていた貿易に関わる貸借として発生したと言われ、貿易貸借の一種である。借主である船主または荷主は、航海が無事済んだときは高率の利息をつけて資金を返済するが、海難にあって全損した場合は返済が免除されるという契約であった。いわば条件付資金の貸借であり、通常の金利よりも高い金利を払うことで、貸主に海上リスクの移転を行っていると言える。通常の金利を上回る金利部分が保険料に相当し、返済を免れる事由が保険事故に相当し、返済しないで済む資金が保険金に相当するので保険に類似した制度と言えよう。保険料に相当するものが含まれていたため、金利は22~34%にもなったと言われる。金融取引に保障が組み込まれているような形となっており、保険と金融の融合が声高に指摘される現代において、冒険貸借はしばしば保険と金融の融合したものとして取り上げられることもある。

ところで、冒険貸借は1230年ごろに出された徴利禁止令に抵触するとされ、禁止されるに至った。長い貿易によって富を蓄積した貿易商人は、古代の頃のように貿易資金を必ずしも必要としたわけではないが、海難が発生すれば一瞬のうちに富が失われてしまうという海上リスクの大きさには変わりがないため、引き続きリスク移転のニーズは残った。そこで考案されたのが、利子の受け払いのない無償の貸借という形をとった無償貸借である。冒険貸借のように資金の融通は行われず、船主または荷主が貸主になり金融業者が借主になって資金の貸借が行われたかのように擬制し、海難に遭った場合に資金が返済されるものとする。この資金が保険金に相当するわけである。冒険貸借の金融機能とリスク移転機能の2つの機能のうち、リスク移転機能が純化されたのが無償貸借と言えよう。しかし、無償貸借としても貸借である限り金利の推定は免れ

ないということで、売買を仮装するようになる。これが仮装売買であり、船主または荷主が売り手、金融業者が買い手となり売買を仮装し、海難に遭った場合金融業者が代金を支払うという形をとる。この場合、この代金が保険金に相当する。これはもはや実質的に損害填補契約と言え、14世紀の終わりごろには純然たる海上保険契約が登場する。

近代に登場した保険を歴史的に登場した段階を明示して「近代保険」と呼べば、この海上保険は近代保険に対して「原始的保険」とでもすべき制度であった。原始的保険の原始的性は、あるいは、近代保険とは呼べない要因は、簡単に言うと、原始的保険は契約的には保険であるが制度的には保険とは言えないということである。契約的に保険と言えるのは、保険契約に必要な登場人物がそろっていて、契約に必要な要件が充足されているからである。具体的に言えば、保険契約者と保険者との間で契約が締結され、保険料が支払われ、あらかじめ決めていた事由＝保険事故が発生した場合、保険者から保険契約者に保険金が支払われるという関係が構築されているということである。制度的に保険と言えないのは、保険が必須のものとする多数の経済主体の結合による保険団体の形成を充足していないからである。保険契約がただの1件、2件締結されても、保険制度としては成立しない。また、多数の経済主体が結合し、保険団体が形成され保険が制度として成立するためには、合理的な保険料の算出が前提とされるので、それを可能とする保険技術が成立しなければ、近代保険は成立しない。保険料の算出も非合理的であった。いずれにしても、自助が背後に押しやられていた資本主義以前の社会における自助的な経済的保障制度の流れで、近代保険に結びつく原始的保険が形成された。そこで、原始的保険から近代保険への流れおよび近代保険の生成過程を明確にするために、原始的保険と近代保険の違いを近代保険のメルクマールとして考察しよう。

(3) 近代保険のメルクマールと過渡期の保険

田村 [1980] では、原始的保険という用語に対して、厳しい批判が加えられる。原始的保険という用語を使用しているものは、原始的保険と近代保険の違いを技術の有無に求めているが、単に近代保険は技術をもつと記述するのみで、このこと自体が原始的保険概念の曖昧さを如実に示すとする (田村 [1980])

p. 34)。さらに、その用語が示す範囲も不明確であるとする。たとえば、原始的保険の時代、14世紀から17世紀への保険形式成立時代、18世紀の近代保険成立といった区分をする見解があるが、保険形式成立時代の保険は原始的保険、近代保険のいずれに所属するのが明らかではないと批判する（同p. 35）。

これらの批判点は、極めて適切である。事前的にして合理的なる保険料の算定は近代保険成立の不可欠の要件と言え、保険技術は近代保険成立にとって非常に重要である。しかし、保険技術が発達したとしても、それ自体は合理的保険料算出の可能性、したがって保険経営の可能性を示すのみであって、そのことだけで制度としての近代保険が成立するわけではない。多数の経済主体が結合し、保険団体が形成されないならば、制度としての保険は成立しない。このような条件はいわば近代保険成立のための社会経済的条件といえ、社会経済的条件が満たされるためには、産業資本主義の成立が必要であろう（水島 [1985]）。産業革命による生産の飛躍的増大および資本制的生産関係の成立を基本的条件とし、保険技術を使って、合理的な保険料に基づく大量な保険契約が集積されることによって、近代保険は成立する。近代保険のメルクマールを合理的保険料の算出に求めてよいと考えるが、この場合の「合理的」とは、単なる計算技術・保険技術としての合理性ではなく、保険技術を発揮できる社会経済的条件、基礎的条件を含意すると考えるべきである。このように考えれば、近代保険の成立は漠然と18世紀とする説もあるが、18世紀後半から近代化が始まり、その完了は19世紀であるとすべきであろう。水島一也博士は、保険技術の成立による合理的保険料の算出を近代保険のメルクマールとするそれまでの通説に対して、保険技術のみならず社会経済的条件を重視し、保険の近代化の開始を「成立」とし、完了を「確立」として、「近代保険の確立をその成立よりも重視する」としている（水島 [1970] p. 92）。本書では、水島博士の見解を支持する。

ところで、「保険事業の近代化と別に保険技術の近代化のみがみられたといった事情はほとんど見られなかった」（近藤 [1965] p. 68）との指摘もあるが、確率論などの計算技術の成立が先行し、それが保険事業に適用されていき、生命保険における平準保険料の採用によって近代保険技術が成立したと言え、それが各種保険に応用されていったと考えるべきではないか。すなわち、

保険技術のみの近代化はないものの、保険技術の近代化が保険事業の近代化に先行したと考えるべきである。保険技術の発展は、次のように要約することができよう。

保険技術としては、まず確率論が土台であろう。そして、現実の保険へと確率論が生かされて制度としての保険の成立に結びつくためには、対象とするリスクの確率が計算されなければならない。そのためには、データが必要であろう。すなわち、保険技術としては、確率論のみでは計算の可能性を示すのみであって、制度としての保険には結びつかず、計算技術としての確率論とそれを適用して保険とするためのデータが必要である。そこで、保険技術史としての視点は、計算技術とデータの2つになる。

計算技術についてしてみると、確率論は17世紀半ばから始まった²⁾。それには賭博が関連している。17世紀の偉大な数学者のパスカル (Blaise Pascal) の友人に賭博好きの貴族がいて、その貴族はサイコロの目がそろったらあらかじめ定めた倍数の賞金を払うという賭けを行ったが、自分の計算では儲かるはずが長い間損をしたので計算をパスカルに依頼した。パスカルはその計算結果をド・フェルマ (Pierre de Fermat) に手紙で示して、2人の間で行われた文通が確率論の出発点になったと言われる (安井 [2000] p.194)。他にライプニッツ (Gottfried Wilhelm Leibniz) なども確率論の基礎作りに貢献し、ウィット (Johan de Witt) は年金計算、ベルヌーイ (Daniel Bernoulli) が大数法則を打ち立てて、保険にとっての計算技術的どころが整ってくる (木村 [1993] p.38)。

データという点では、生命保険に関するデータは死亡保険のための死亡統計となるので、死亡の記録がとられなければ始まらない。死亡記録の始まりは、イギリスのペストによる大量死と言われる。ペストの流行による大量死が発生するたびに、それが誇張された噂となり、大衆の意気が消沈したため、政府は各教区ごとに死亡記録の発行を命じた。1562年に初めて発行され、1594年からはエリザベス女王の命令によって毎週発行されるようになった。しかし、この記録は一定期間の死亡数は記録されていたものの、死亡年齢は示されていない

2) 確率の歴史については、主として、Boyer [1968]、加賀=浦野訳 [1984] を参照。

かった。グラント (John Graunt) は死亡記録を分析し、年齢との関係を重視した分析を 1661 年に発表した。ペティ (William Petty) も 1665-82 年のロンドンの死亡記録を分析した。両者の死亡記録の分析は人口移動を考慮していないなどの欠陥があるが、死亡記録の高度化に大いに貢献した。正確な死亡分析には、人口移動が少なく、死亡年齢が明らかであることが必要であることがわかってきた。プレスラウ市でノイマン (Caspar Neumann) が蒐集した資料には、死者の年齢、性別、死亡年月が記載されており、この資料をハレー彗星で有名なハレー (Edmund Halley) が分析し、生命表を作成し、生命保険料は被保険者の年齢によるべきと考えた。こうして、生命保険 (死亡保険) の確率計算のためのデータがそろってきた。

そして、18 世紀に入るとこれらの研究を土台として、合理的な保険料算出を目指す保険数学の研究がモアヴル (Abraham De Moivre)、ドドソン (James Dodson)、シンプソン (Thomas Simpson)、プライス (Richard Price) などによって進められる (木村 [1993] p. 38)。ドドソンは友人のシンプソンに死亡経験に基づく保険料の設定を提案し、生命保険会社の設立に乗り出した。ドドソンは 1757 年に死亡するが、彼の想いは実現し、1762 年にエクイタブル社 (The Society for Equitable Assurance on Lives and Survivorships) が設立された。エクイタブル社の設立をもって、近代生命保険技術の成立と言ってよいであろう。なぜならば、同社は当初から平準保険料方式終身保険を実施したからである。さらに、申込者の選択、保険金額の制限、解約返戻金の支払いなど近代生命保険事業の特徴を設立後 20 年以内に整えた。こうしたことから、エクイタブル社の設立をもって近代生命保険の成立とする見解もあるが、それは近代保険技術の成立と言えるのみであって、近代生命保険の成立には、この近代保険技術を適用する社会経済的条件が整わなければならない。その条件は、産業革命が発生しないと充足されなかった。

それでは、以上の考察を踏まえて、原始的保険という用語について考察する。契約的には保険と言え、その点で近代保険と遜色ないが (白杉 [1954] p. 105)、制度的には保険と言えない過渡期の保険を原始的保険とする。過渡期の保険として時間的な区分を入れる。この場合の過渡期とは、封建社会の崩壊から産業資本主義確立までの時期であり、主として商業資本主義の時代である。

原始的保険は、冒険貸借からの流れを引き継ぎ、商人間の自助的な制度として、原始的海上保険として成立したと言える。商業資本主義段階は前期的資本が近代的資本に活動の場を奪われる過程でもあり、前期的資本が副業として海上保険業を営んだと言える（谷山 [1956]）。その背景には、保険の射倖性が前期的資本に対して親近性を有したことがある（水島 [1975] p. 53）。また、海上保険の保険期間は航海期間にあわせて定めることができ、不規則・不連続な取引形態でも保険取引に支障がなかったので、この点においても前期的資本に対して親近性を有した。この点、火災危険などへの対応は長期契約または年々の契約更新を必要とするので、海上保険と異なり成立しづらい（Raynes [1964] p. 73, 庭田監訳 [1985] p. 100）。保険は海上危険に関連する自助的制度的流れで生成・発展してきた（水島 [1957] pp. 229-230）。

ところで、この過渡期は共同体的保障が解体する過程でもあった。共同体的保障が弛緩し、自助が強制されるようになったが、十分な保障を得られず、多くの貧民が発生した。保険は商人保険として社会の一部にしか存在しなかったといえ、大量な貧民発生は社会秩序の維持にも関わり、公助としての救貧法がとられるようになった。これは、この過渡期に共同体に埋没していた個人が社会から独立することとなり、経済的保障のための制度が極めて不十分な状況になったことを背景としている。また、経済的保障制度が不十分な状況で、イギリスの友愛組合（Friendly Society）などの互助的な共済組合も見られた。公助、互助が見られたものの、経済的資力に関わりなく自助が強制される社会への移行によって、経済的弱者は大変厳しい状況に置かれることになった。共済組合は、あくまで相互扶助組織であって、保険ではない。ドイツにおける互助的な保険発展を重視してゲルマン的保険発展系列としたり、相互扶助の連続性が指摘されるが、相互扶助自体の連続性の主張はできても、それを保険の生成・発展とはできないであろう。あくまでも自助的な流れで保険の生成は考察されるべきである。

以上のように、過渡期の商業資本主義段階の保険、すなわち、契約的に保険とできるが制度的に保険とできない保険を「原始的保険」とする。

(4) 資本主義社会における経済的保障制度

資本主義社会を商業資本主義、産業資本主義、金融資本主義、福祉国家主義に時代区分して考察しよう。商業資本主義は、前述の通り、封建社会から産業資本主義までの過渡期と言え、近代保険の生成という視点で眺めると、合理的保険料算出のための保険技術は生命保険で成立するが、保険団体形成のための社会経済的条件は充足されず、原始的保険が支配的であった。

産業資本主義段階では、資本一賃労働なる資本制の生産関係が確立し、労働者階級を含めて「生活自己責任原則」が一般化した。また、産業革命により生産力が飛躍的に拡大し、大量な財貨が生産された。これらは、保険需要側の人・物の大量な保険需要を発生させ、保険の原則の一つである「危険大量の原則」が保険需要側で充足される前提条件が整ったことを意味しよう。生命保険で成立した保険技術が海上保険や火災保険などにも応用され、ここに合理的な保険料に基づく大量な保険契約が締結され、近代保険が成立した。さらに、産業資本主義の発展は、新種の危険を発生させ、危険も巨大化したことから、新種の保険を登場させ、再保険制度なども生成・発展した。自助が求められる資本主義社会において、個人主義・自由主義に基づく、自助的制度である保険が広く利用されるようになったのである。

しかし、これらの順調な発展は概して物保険・損害保険に当てはまり、人保険・生命保険の展開は、これほど単純ではなかった。保険そのものの発生という点では生命保険は海上保険に遅れるものの、保険技術的には生命保険が先行した。しかし、労働者の保険需要は潜在的需要に過ぎず、有効需要として顕在化しえなかった。産業革命の進展は、労働者階級の生活を困窮させ、営利的な保険への加入を不可能とした。しかし、自助的制度である保険を活用するという自助努力の道を塞がれている労働者＝経済的弱者に対して、経済的弱者向けの保険が登場する。経済的弱者の保険とできるのは協同組合保険、簡易生命保険、社会保険、団体生命保険である。近代保険はイギリスで成立し、あらゆる保険がイギリスで先行して成立した傾向があるものの、経済的弱者の保険全てがイギリスで発生したわけではなく、典型的に資本主義が発達したとされる先進資本主義国イギリスの影響と個々の後進資本主義国の特徴が影響して登場した保険があることが注目される。経済的弱者の保険によって保険が社会の隅々

まで普及することとなるが、これが主要国全般に見られるようになるのは産業資本主義段階の終わりから金融資本主義の段階である。いずれにしても、経済的弱者の保険の存在は保険史において重要であるが、これまでの保険史では協同組合保険、簡易生命保険、社会保険、団体生命保険を経済的弱者の保険という範疇で捉え、分析していない。しかし、この点を考察することが保険史の重要な部分を占めることから、後で「経済的弱者の保険」として考察することとし、ここでは結論的に経済的弱者の保険によって保険が社会の隅々まで普及したことを「保険の社会化」として、先に進むことにする。

金融資本主義段階は、先進資本主義国イギリスに他の後進資本主義国が追いつき、欧米列強国が帝国主義的展開をし、二度の世界大戦、大戦間に世界大恐慌などを経験した。産業資本主義段階が保険の社会化の始まりの時期とすれば、金融資本主義段階は保険の社会化が進展する時期となった。世界大恐慌や第二次世界大戦によって、国家の役割や、国民に対する保障といったことが重視された。戦後の福祉国家主義段階では、先進資本主義国を中心に、社会保障制度が構築された。労働者階級＝経済的弱者の保険として登場した社会保険の性格が、国民の保険へと変化した。

福祉国家への移行に伴い、社会保障制度の生成・発展という公助による経済的保障制度が拡充してくるが、福祉国家における経済的保障制度の特徴は、自助・互助・公助がそれぞれ前面に出ながら体系化しつつあるということである。いわば、保険・保障の混合経済化であり、資本主義社会の混合経済化に呼応するものと言えよう。保険・保障の混合経済化とは公的保険・保障、私的保険・保障が混合化することであり両者のどちらにも分類しがたい半公的・半私的保険・保障もあり、保険・保障は三層構造となってきた。しかし、一世を風靡した福祉国家も、慢性的財政赤字、スタグフレーションなどによって1980年代以降大きく見直され、反福祉国家政権なども誕生している。1990年代以降のグローバリゼーションや21世紀に入って急速に進展するIT社会化によって、福祉国家の国民国家としての側面も大いに動揺しているが、保険・保障の考察のベースは、依然として三層構造的把握でよいであろう。すなわち、福祉国家の動揺を経済的保障制度から眺めたとき、三層構造の動揺と捉えることができるのである。戦後拡充してきた公助が薄められ、自己責任を求める動きによ

て自助がますます強制されてきているのが現代と言えよう。三層構造的な把握の妥当性を保険の分類の観点から考察してみよう。

3. 保険の分類

(1) 経済的保障の構造

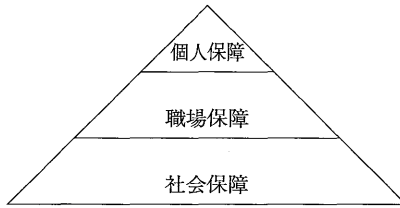
保険学の教科書・入門書の類には、必ずと言ってよいほど、保険の分類について一項目が設けられている。種々の保険が存在し、さまざまな呼称が用いられていることからすれば、それらを整理し、保険について正確に把握するために保険の分類が重要であるということであろう。しかし、本書での分類はこのような意味での表3.1に示したような分類ではなく、現代保険把握のための体系性を有した保険の分類である。換言すれば、俯瞰的に保険を捉えるための分類である。保険史の考察で指摘したように、経済的保障が三層をなしていることから、保険の分類もこれに従わなければならないだろう。

まず、経済的保障の構造について、考察しよう。大林良一博士は、「経済保障の三形態」として、社会保障、福利施設として行われる退職金・退職年金制度・団体保険などの職場を主体とする職場保障、個人自身が貯蓄・保険等を任

表3.1 通常保険の分類

分類基準	分類
保険事故の対象	人保険と物保険
負担する危険の内容	単一保険と総合保険
被保険者の選択方式	個別保険と団体保険
危険分担の関係	元受保険と再保険
保険給付の手段	現金保険と現物保険
保険給付の基準	定額保険と損害保険
保険経営の動機	営利保険と非営利保険
保険経営の主体	公営保険と私営保険
国家政策性の有無	経済政策保険と普通保険
責任の所在	社会保険と個人保険
保険加入の動機	強制保険と任意保険
保険期間	短期保険と長期保険
保険給付の仕方	年金保険と一時払い保険

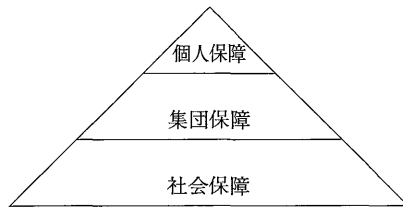
図 3.1 経済的保障の三層構造(1)



意に利用する個人保障を指摘し、それぞれの保障形態において保険が重要な地位を占めるとする（大林 [1995] pp.12-13）。図 3.1 のような三層を想定していると思われる。また、水島 [2006] では、「生活保障の三重（層）構造」として同様な指摘がなされるが、「この三つの保障形態のいずれにウェイトがおかれるようになって、それぞれの国における生活保障体系の性格が決まる」（水島 [2006] p.210）としている点に注意したい。

真屋 [1991] においても、経済的保障の「三段階構造、三本柱構想」（同 p.82）、所得保障・経済的保障・生活保障の体系についての「三段階保障・三層保障・三本柱保障」（同 p.142）として経済的保障の三層構造的把握に言及するが、基本的な考え方を展開するのは、同 pp.163-166 においてである。すなわち、「ナショナル・ミニマムの確保に関わる公的 effort たる公的保障・社会保障と、各個人およびその家族の自発性・自主性に基づく、ナショナル・ミニマムを上回る部分の保障についての私的 effort たる私的保障・個人保障とがあり、さらに主として地域・職域などを単位・基盤に組織され、両者の中間に位置するとともに、両者に対して、それぞれ補完的機能を果たすとされる集団保障・団体保障がある」（同 p.163）とされ、社会保障・集団保障・個人保障が三層を成して保障の領域を拡充するとともに、その水準を上昇させていくので三層の把握を一応肯定する。一方、同様な見解としての「三本柱保障説」については、それを唱える論者が柱の太さ・長さが何を意味するかを明らかにしておらず、例えとして三本柱説より三段階保障説・三層保障説のほうが論理的であるとする。しかし、「三段階保障・三層保障といい、三本柱保障といい、あまりに安易な空疎な議論が成されてきた」（同 p.163）と従来の議論には批判的であり、「生活

図 3. 2 経済的保障の三層構造(2)



保障ニーズの多様化・高度化への対応は、社会的な対応、個人的な対応、および、両者を媒介する地域的・職域的な対応が三者一体となって、初めて可能となる」(同 p.166) とする。三段階保障説・三層保障説を一応肯定するものの、従来の議論には批判的なようである。ここで注目されるのは、大林、水島両博士が「職場保障」として把握した部分を地域的な集団も含めて「集団保障」として捉え、その役割を積極的に評価していることである。おそらく、図 3. 2 のように捉えているのであろう。

この点については、真屋 [1994 a] でより鮮明となっている。協同組合保険をテーマとした真屋 [1994 a] では、集団保障の一つとして協同組合保険を取り上げ、社会保障、個人保障を結びつけるとしてその意義を高く評価しているが、このような捉え方は問題がないであろうか。そもそも、三段階保障説・三層保障説といった把握については、真屋尚生博士が指摘するとおり、「あまりに安易な空疎な議論が成され」、その意味をきちんと問いかけるといことが十分行われていない³⁾。しかし、協同組合保険を含めた集団保障を社会保障、個人保障を結びつけるものとして把握することも、三段階保障説・三層保障説の意味をきちんと問いかけていないことになるのではない。

三段階保障説・三層保障説は、主として、医療・年金をモデルとしてしていると思われ、各種経済的保障制度・保険を網羅する姿勢に乏しい。したがって、混合経済的な様相をとる経済的保障の傾向は示されているが、精緻な議論にはなっていない。たとえば、職場保障といっても、その意義・性格が十分に考察

3) 例外的なものとして、水島 [1987] がある。

されていない。職場という保障が提供される領域が問題とされ、その目的は福利厚生とされるが、企業という保障主体が福利厚生という目的で行う職場保障の性格は、団体生命保険が社会保険の代替としてアメリカで生成・発展したことに示唆されるように、企業は本来私的な存在ではあるものの社会的な影響力をもった存在として社会的責任が問われる存在でもあるという点を考慮して、半公的・半私的な保障という性格を有すると考えてよいのではないか。この点を踏まえて、真屋博士の「集団保障」概念について考察する。

(2) 三層保障と保険の分類

集団保障⁴⁾という捉え方であるが、これを社会保障と個人保障の間に位置するものと捉えることができるであろうか。まず、三層保障の中間層の保障主体を集団と捉えることの意味を考える必要がある。この集団は地域・職域などを単位・基盤に組織されるとするが、集団が意識され、意味を有するのは、保険団体との関係で考えれば、そのような集団が何らかの社会的紐帯を持つ社会的集団であり、形成される保険団体と未分化で、社会関係と保障関係が未分化の場合であろう。個人保障・個人保険でも多数の経済主体の結合によって保険団体は形成されるが、通常の保険団体の特徴は、保険経営の要請から多数の経済主体を結合させた結果として形成される経済的利益集団に過ぎないという点にある。これに対して、集団保障を問題にする場合は、予め何らかの目的を持って構成される社会集団が存在し、その社会集団が保険事業をも営むということである。通常、このような社会集団が保険事業を営むのは、社会集団構成員が個人保障を確保しにくいと、あるいは、より合理的に個人保障を得るため、または、営利主義ないしは資本主義に批判的であるため、いずれにしても、互助の原理によってその保障ニーズを埋めるというのが歴史的に見ても一般的ではないか。したがって、このような集団保障と個人保障は代替的關係にあると言える。そうであるならば、集団保障は社会保障と個人保障の間に位置して、三段階・三層の中での中間段階・中間層を占めるというよりも、個人保

4) ここでは「集団保障」、「団体保障」を協同組合保険のような互助的な制度による保障として、考察を進める。

図 3.3 経済的保障の三層構造(3)

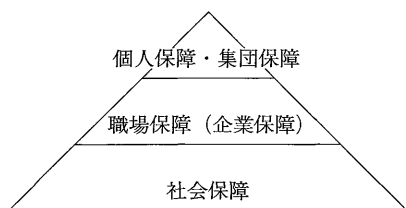
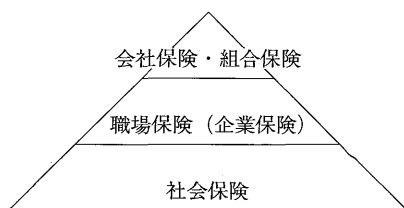


図 3.4 保険の三層構造

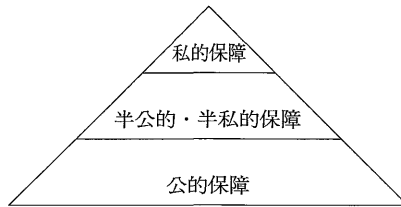


障と同一段階・同一層に位置付けられると考えるべきではないか。真屋博士は、「協同組合・共済組合などの集団保障・団体保障」と「企業を中心とした職場保障・企業保障」の性格の相違を指摘してはいるが、「両者が、その効果・機能において、公的保障・社会保険と私的保障・個人保障の中間にあって、これらを補足している」(同 p.168)としていることから、三段階・三層の中での同一段階・同一層で把握している。しかし、職場保障・企業保障は他二者と相互補完的關係にあることで、三段階・三層の中での中間段階・中間層を占めると言えようが、個人保障と代替的關係にある集団保障は、図 3.3 のように個人保障と同一段階・同一層で把握すべきであろう。保険で考えれば、土台に社会保険、そのうえに職場で提供される職場保険（または、企業が提供するという意味で企業保険）、その上に民間の保険会社と契約する会社保険（保険「会社」との契約という意味）、協同組合等の互助組織に加入する組合保険がのるといふ図 3.4 のようになるのではないか⁵⁾。集団保障として組合保険を中間層に位置づけたならば、会社保険と組合保険が補完的關係に立ってしまい、理論的に考えられる両者の代替關係、また、両者が保険市場で競合しているという実態と矛盾した捉え方になってしまう。

一般的に考えられる三層把握としては、これまでの考察から示唆されるように、図 3.5 のように公的保障、半公的・半私的保障、私的保障となろう。通説的な、社会保険、職場保障、個人保障という捉え方は、職場保障は企業による福利厚生として展開される点が重要であり、保障の主体という面から見れば企

5) ここでの用語、図は庭田 [1995] を参照している。

図 3.5 経済的保障の三層構造(4)



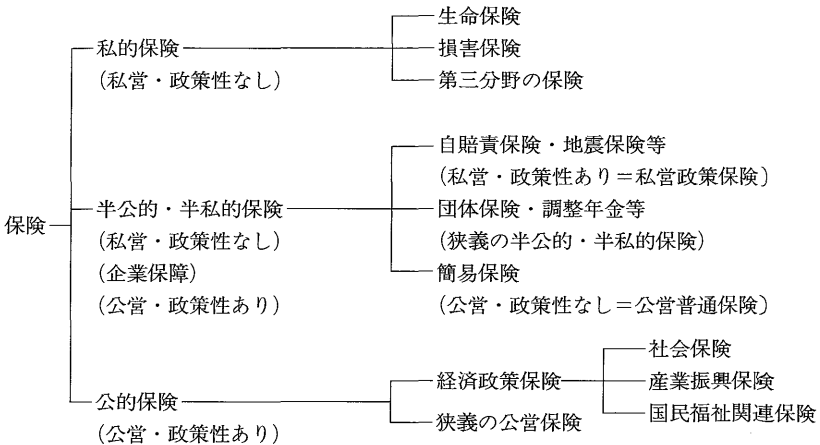
業保障といえ、半公的・半私的な性格を有すると言えるであろう。わが国の自動車保険で考えると、対人損害賠償に対して基本的な保障を行う強制の自動車損害賠償責任保険があり、その対人賠償損害の上乗せと対人賠償損害以外の損害に備えるための任意の自動車保険があり、保障・保険の体系が三層ではなく、二層となっているものもあるように、あらゆる分野の経済的保障制度が三段階・三層をなすわけではない。しかし、経済的保障における混合経済化を反映し、経済的保障制度の全体像としては三段階・三層として把握できるであろう。すなわち、土台の経済が混合経済であることからすれば、公的・私的という区分が軸となるが、両者の中間的な存在があり、それを含めて三層として把握するというのが基本となるということである。公的、私的という分類、あるいはその類の分類は保険においても一般的に使われるが、重要であるこの分類基準の明確な定義が、実は意外にきちんとなされていない。このようなところにも、安易で空疎な三層保障による把握がみとれる。

保険を公的、私的に明確に分類したのは、真屋博士であった。真屋博士は、保険の経営主体の性格、政策性を別個に把握してきた「公保険・私保険」、「公営保険・私営保険」、「個人保険・社会保険・経済政策保険」、「普通保険・経済政策保険」などのそれまでの分類の意義を認めつつも、これでは全ての公保険・公営保険を体系的に整理して理解するに難渋なので、政策性の有無と経営主体の性格を公的保険の要件とすることによって、公的保険の構造と機能を同時に把握し、公的保険の全体像を鮮明にできる、としている(真屋 [1991] p. 28)。したがって、この分類基準は「公営・政策性あり」の保険を公的保険、「私営・政策性なし」の保険を私的保険と言える。「政策性の有無」、「経

営主体」の2つの基準による分類は、「公営・政策性あり」、「公営・政策性なし」、「私営・政策性なし」、「私営・政策性あり」の4つの組み合わせに分けられ、このうちの「公営・政策性あり」=公的保険、「私営・政策性なし」=私的保険としているのであるから、「公営・政策性なし」、「私営・政策性あり」という残りの組み合わせについてどう考えるかという問題が残る。「公営・政策性なし」の保険は、具体例として日本郵政公社が民営化される前の簡易生命保険をあげることができよう。「私営・政策性あり」の保険としては、先に取り上げた自動車損害賠償責任保険があげられる。自動車損害賠償責任保険は、民間保険会社により提供されているが、ノーロス・ノープロフィットを原則とする保険であり、被害者救済のための社会保障的性格を有しており、政策性が反映されている。したがって、「私営・政策性あり」の保険と言えると思う。

真屋博士が無視する「公営・政策性なし」、「私営・政策性あり」の組み合わせは、公的保険・私的保険に対して中間的存在として位置付けることができるので、「半公的・半私的保険」として把握すべきであろう。たとえば、地震保険は地震リスクが保険技術の限界を超えた巨大リスクであるため、元受保険は民間企業によって政策性を帯びた保険として実施されており、自動車損害賠償責任保険と同様にノーロス・ノープロフィットの原則で経営されている。その元受地震保険を支えるために、国家による地震再保険（実質的には、再々保険）がある。元受地震保険は「私営・政策性あり」の半公的・半私的保険と捉えるべきであり、地震再保険は「公営・政策性あり」の公的保険と捉えることができよう。先に示した図3.5で考えると、中間層の半公的・半私的保障には企業保障の他に「公営・政策性なし」、「私営・政策性あり」を加えるべきであるということである。わが国の保険を前提としてこのような把握をすれば、その全体像は図3.6のようになろう。このような把握に基づけば、わが国の自動車事故に対する保障（対人賠償）は、任意の自動車保険・自動車共済（会社保険・組合保険）による私的保障と強制の自動車損害賠償責任保険・共済による半公的・半私的保障の二層により構成されると言えよう。ただし、これらの保障でカバーしきれずに生存権を脅かすような貧困に陥れば、土台の公的保障によって支えられるという関係で、経済的保障体系としては三層保障ということになろう。また、地震による建物・家財の損害に対しては、半公的・半私的

図 3.6 保険の体系



(注) 日本郵政公社民営化前を前提とする。

保障としての任意（主契約の火災保険契約に原則自動付帯）の地震保険と上乗せ給付とは次元が異なるが元受保険である地震保険を支える公的保障としての地震再保険が存在し、実質的には二層になっていると言える。

このような捉え方に対しては、自動車事故に対する保障は不十分であるとか、公的保障は土台として十分機能していないのではないかなど、批判がなされるかもしれない。しかし、重要なことは、不十分な現状からこの捉え方を批判することではなく、このような三層保障を軸に捉えて現状の不十分なところを改善していくことである。このような三層保障による経済的保障の把握、それに基づく保険の分類が、各保険を個々ばらばらにではなく総合的に捉え、より充実した経済的保障制度を考える基本的視座を提供すると考えるべきである。

ところで、保険の分類、保障の三層把握の主たる先行業績として取り上げた真屋博士は、研究の初期から保険の分類を重視していた（真屋 [1977, 1978]）。それは福祉国家化することで公的保険がますます重要となってきたにもかかわらず、その研究が遅れていたからであると思われる。そのため、公的保険の分類が既に初期の研究において考察されているのであろう。保険学の隣接科

学としての社会保障論においては、おそらく公的保険と社会保険の違いさえ理解されていないと思われる。換言すれば、公的保険の一種としての社会保険という発想さえないと思われる。このような状況の下で、一方では、逆選択、モラルハザードというもともとは保険学の用語を情報の経済学から輸入し、情報の非対称性から社会保険の存在理由を説明し、他方では、社会保障において保険を使うことは邪道とし、保険を悪として忌避するような態度であり、どちらにしても保険学はあまり顧みられることはないようである。社会保障制度の見直しがわが国のみならず世界的にも大変重要な時代において、このような状況は大変な不幸であるばかりではなく、社会保障制度の改革を誤る危険性が高いのではないか。保険の分類は、公的保険の研究の重要性を浮き彫りにし、その研究の一つに公的保険の分類があげられるであろう。このような問題意識から、先行業績として真屋博士の公的保険の分類を取り上げよう。

(3) 公的保険の分類

真屋 [1977] では公的保険を社会保険、産業振興保険、国民福祉関連保険、狭義の公営保険に分類し (真屋 [1977] pp. 90-92)、さらに詳細に公的保険を分類 (同、巻末折込み) している。その分類の特徴は、経済政策を広い概念と把握して社会政策を包摂させ⁶⁾、公的保険を広義の経済政策保険とし、「社会保険は、保険の原理、技術を利用して、社会政策目的を実現するところの経済制度」としていることである (同 p. 93)⁷⁾。

産業振興保険とは、「各種産業の保護育成のために、保険の原理、技術が応用されるもので、特定の産業に固有な危険——損害に対して、国家的見地から経済的保障が与えられるもの」(同 p. 94) であり、農業政策、工業政策、商

6) 真屋 [1991] において、「経済政策とは、歴史的に規定された資本主義経済体制を維持・存続せしめることを究極の目的とし、国家が主体となって、選好・決定・実行する目標と手段の一貫性・統一性・斉合性を有する体系のことである」(真屋 [1991] p. 66)。

7) 真屋 [1977] では、社会政策目的=社会保障目的とする。本書では、社会政策という用語については特に考察せず、社会政策=社会保障政策とし、既に指摘しているように社会保険を社会保障政策を実現するための保険と捉える。

業政策、交通政策に基づき実施される農業共済再保険、原子力損害賠償責任保険、木船保険、輸出保険などが含まれる。これらの産業振興保険の意義や機能はというと、「要するに産業振興保険は、民間保険企業をもってしては消化し切れないような巨大な危険、不良な危険を有する、したがって巨額な損害の発生する可能性のある産業部門に対して、国民経済的な見地より、国家が経済的保障を提供し、間接的に当該産業の振興を図らんとするものであり、公的保険の中にあって経済成長保全機能のひとつ目立つものである」(同 p. 95) とする。したがって、産業振興保険がとられるのは、市場メカニズムに任せていたのでは供給されない重要な経済的保障を提供するためといえ、保険技術的限界・保険市場の限界の超越に基づくものと言えよう。ただし、農林水産業、中小企業関係の保険は、間接的に国民福祉に関連すると言える。

国民福祉関連保険は、社会保険が主として労働者階級を対象に人的事故に備えての生活保障を提供するのに対して、不特定多数の国民を対象に、人的事故のみならず、物的事故にも保障を提供する。この保険には、社会保険を補完したり、社会保障的性格を有したものが含まれる(真屋 [1991] p. 77)。一般福祉政策(公共福祉政策)として実施され(同 p. 73)、「公的保障・公的保険と私的保障・私的保険の境界に位置しているので、今後の動向が大いに注目される」(同 p. 77) 保険とする。典型的なものとして、簡易生命保険があげられ、特殊なものとして預金保険、住宅の確保・維持を推進するための住宅融資保険、地震(再)保険をあげる。

このように公的保険を分類するのであるが、産業振興保険にも、国民福祉関連保険にも社会保障性のある保険がある点に注意を要する。産業振興保険でも、農林水産業、零細企業などの経営と生計の分離が完全に行われていない産業・企業への保険は、社会保障的な生活保障の機能も果たすであろう。また、特に国民福祉関連保険は一般福祉政策に基づくとしているが、社会保障政策と一般福祉政策との違いは必ずしも明確ではないのではないかと。むしろ、歴史的産物としての社会保障・社会保険から伝統的に医療保険、年金保険、労災保険、雇用保険が社会保険とされ、それ以外の福祉政策に関わるものが国民福祉関連保険とされている観がある。さらに、簡易生命保険が国民福祉関連保険の典型とされるが、わが国では戦前に社会保険の代替として発足した簡易生命保

険は確かに政策性を有したと言えるが、民間企業との競合が大問題とされ、民営化が叫ばれる状況となった時点では、政策性はほとんどなかったと言える。したがって、民営化前の簡易生命保険は「公営・政策性なし」の保険と考える⁸⁾。

このような考察をしていくことで、経済的保障制度の体系の中で社会保障・公的保障、社会保険・公的保険の位置づけが明確とされ、本来あるべき姿から制度改革を論じるに当たって、議論に資することになると考える。それはまた、保険学を無視ないし軽視している社会保障論に保険学が貢献することでもある。こうした隣接科学に対する貢献の中には、社会保険の歴史などの歴史的考察も含まれるであろう。しかし、社会保険の歴史はおろか、保険史の研究自体が停滞しており、また、社会保険・公的保険の研究も停滞している。これらの研究の充実のためにも、保険の歴史と分類の研究が重要であろう。この研究を進展させることが保険学の課題として指摘できる。

なお、後で経済的弱者の保険について考察するとしたが、この考察は社会保険などの歴史的考察を行うにおいて、基本的視座を提供するので重要であると考える。このような問題意識も持ちながら、ここで経済的弱者の保険について、考察しよう。

4. 経済的弱者の保険

資本主義社会の展開と確立はすぐれて国民的規模で成し遂げられたため、各国の資本主義の発達があるのみで、世界資本主義の発達といったものがあるわけではない（大塚久雄 [1969] pp. 421-422）。しかし、それぞれの資本主義社会

8) 木村栄一博士は、政策性の観点からの保険の分類を公保険・私保険とし、経営主体による保険の分類を公営保険・私営保険として、公保険はほぼ公営保険となるとしているが、公営保険の簡易生命保険を政策性のない私保険の一種としている（木村ほか [1993] pp. 22-23）。すなわち、「公営・政策性なし」の保険と把握していると言える。ただし、真屋博士も簡易生命保険の存在意義については、疑問を提示していた。「今日では、国民福祉の観点から、国営簡易生命保険を不可欠の制度とするに足るだけの根拠は、既に見た通り、社会保障・社会保険、団体生命保険・企業年金保険、協同組合保険、民営生命保険などの普及によって、事実上なくなった」（真屋 [1993] p. 129）。

は互いに絡み合いながら世界資本主義を形成していると言え、世界各国の資本主義は世界資本主義の発達の一環として捉えねばならない(同 p. 422)。ところが、イギリス資本主義は先導的地位にあったため、世界資本主義の発展過程における絡み合いの中で決定的な影響を与える側にあったと言える。したがって、イギリス資本主義の成達は、一応それ自体として取り扱うことができよう(同 pp. 422-424)。そこで、経済的弱者に対する保障が、資本主義社会ではいかに展開されてきたかをイギリスを例に考察してみよう⁹⁾。

資本主義社会以前の社会では、一部の者を除いてみな一様に貧しい社会であり、社会・共同体による保障が得られた。たとえば、中世では、農奴と小作人は土地保有契約に縛られて荘園で働いており、事実上隷属していた領主の保護を受けていた。困窮状態が短期間の場合は、近隣の人々または領主によって扶助が与えられ、困窮の程度がひどいか永久的な場合には、教会が社会施設の役割を果たしたと言われる(今岡 [1981] p. 3)。ところが、封建社会が崩壊し、資本主義社会へと移行するに伴い、人々には生活自己責任原則が貫徹してくる。換言すると、互助・公助を中心とした社会から自助が強制される社会への移行と言える。そのような社会では、自助を達成できない経済力のない者、つまり経済的弱者の保障が問題となる。イギリス救貧法などは、商業資本主義段階のこうした経済的弱者の保障という側面もあると考えられる。産業革命によって労働者階級が形成されてくると、労働者階級が経済的弱者として現れ、彼らの保障が問題となる。すなわち、経済的保障制度としては、自助が強制される資本主義社会で、資本主義社会に適した自助的な制度として保険が生成・発展してくるが、労働者階級はそのような保険に加入するための保険料を負担できないといった形で経済的弱者として位置付けられる。産業資本主義段階への移行は労働者階級の経済的保障の問題として経済的弱者の保障が大きな問題になったと言え、この問題に対応するためにいくつかの保険が登場してきたと言える。

イギリスで考えると、その背景には、1834年の新救貧法¹⁰⁾によって公助が

9) ここでの論述は、主として、古川 [1995] pp. 104-126 による。

10) 水島 [1961] において「1834年の新救貧法は、下層階級に対する生命保険制度成立の遠因を形づくっている」(水島 [1961] p. 86)。

極めて制限されたこと、1793年のローズ法によりイギリスの共済組合である友愛組合 (friendly society) が保護されてきたが、もともと近代的な保険技術を採用せず、非科学的・前近代的な運営のため運営困難に陥ったり、加入者も熟練労働者が主で限られていたため (社会保障事典編集委員会編 [1979] p. 85)、労働者階級全体にとって互助である共済組合・友愛組合の保障が不十分であったことがある¹¹⁾。簡単に言うと、19世紀半ばのイギリス労働者階級は公助を極めて制限され、互助は当てにならず、自助的な制度からは締め出されているといった状況にあったと言える¹²⁾。

一方、19世紀のイギリスにおいては、家族・近親の死に際し、可能な限り派手な葬儀を行うことが一般化しており、少なくとも世間並みの埋葬・葬儀を行うことが、独立した市民として地域社会で生活していく最低の条件であった。通常の生命保険には労働者階級は到底入ることができなかつたため、労働者階級向けの埋葬費のための保険として、低額の保険料で集金制をとって無審査で簡易に入れる簡易生命保険が1854年に販売された¹³⁾。これを販売したのはプルデンシャル社 (Prudential Assurance Company) という生命保険会社であり、利潤動機にもとづいて労働者階級向けの保険を販売したといえる (水島 [1961] p. 96)。『ベヴァリジ報告』では、簡易生命保険が「貧民の死」という侮蔑を死者とその被扶養者が免れる手段として発足した (Beveridge [1958] p. 266, 山田訳 [1969] p. 384)、としている。乏しい生活費を切り詰めて、寿命を縮めてまでも簡易生命保険料を準備したりすることさえあったと言われ、また、簡易生命保険の保険料の集金人が自宅を毎週訪れることが一定の社会的地位を保持していることの証であったとさえ言われる (真屋 [2004 b] p. 46)。アメリカで

-
- 11) 水島 [1961] は友愛組合を「大衆の自助的施設」(水島 [1961] p. 81) とし、またその歴史的役割を「ギルド・システムの衰退と、近代的簡易保険会社成立の間のギャップに求めることができる」(同 p. 86) としている。
 - 12) 近藤 [1952] において、イギリスでは共済組合=友愛組合が発展していたため社会保険が出現しなかつたとし、ドイツでは共済組合が社会保険の生成を容易ならしめたがイギリスでは逆に遅らせたとするが (近藤 [1952] pp. 64-69)、簡易生命保険などの他の保険制度・保障制度が視野に入らない社会政策学的な見方ではないか。
 - 13) ここでのイギリスの状況および簡易生命保険については、主として、真屋 [2004 b] を参照。

は1875年にドライデン (John F. Dryden) が簡易生命保険を販売するために、イギリスのプルデンシャル社を参考にして、ニュージャージー州にプルデンシャル・フレンドリー・ソサイエティ (Prudential Friendly Society) を設立した。ドライデンはイギリス・プルデンシャル社の簡易生命保険事業の成功を見てアメリカでの設立を思いたったと言われているので (Chapin=Oursler [1950], 原監訳 [2003] pp. 29-30), イギリス・プルデンシャル社の簡易生命保険事業は比較的順調に発展していったものと思われる。

また、労働者階級の形成によって協同組合が発生し、協同組合保険が登場したことも重要である。イギリスでは1800年頃に協同組合が発生していたと言われ、1820-30年代に労働者を構成員とする消費協同組合が盛んになったと言われる。しかし、通常、1人1票制、政治・宗教・人種の自由、市価による現金取引、剰余金の利用高による配当などの協同組合の組織的原理を確立した1844年設立のロッチデール公正開拓者組合 (Rochdale Equitable Pioneers Society) をもって協同組合の嚆矢とされる。協同組合が保険事業に進出するのはこれからしばらく後の1867年で、消費協同組合によって協同組合保険会社 (Co-operative Insurance Company Ltd.) が創設されたことに始まる (木下 [1959] p. 28)。協同組合保険も互助的な経済的弱者の保険と言えるであろう。友愛組合による非科学的・前近代的相互扶助を原始的保険とすれば、協同組合保険は近代保険の一種と言える。ただし、協同組合保険会社は生命保険、火災保険、信用保険で免許を受け、当初は火災保険と信用保険を扱い、生命保険は1886年より普通生命保険を扱ったため、低所得者である労働者のニーズにあわず、あまり振るわなかったと言われる (同 p. 29)。これは既に簡易生命保険が定着し、保険料短期払い制度から組合員が離れようとしなかったからと思われる。多くの議論の末、協同組合保険会社でも簡易生命保険事業を導入することとし、1899年に保険協同組合 (Co-operative Insurance Society Ltd.) に改組して、簡易生命保険を含む全ての保険種類の実施が認められた (Barou [1936] p. 144, 水島監修 [1988] p. 152)。しかし、協同組合保険の本格的な発展は、協同組合運動の主流である卸売り組合の支配下に運営が移行された後の1913年以後と言われるので (木下 [1959] pp. 30-31), この点で19世紀の協同組合保険は民間の簡易生命保険ほどの成績を収めることはできなかったようである。

このように19世紀後半には、経済的弱者の保険としてイギリスには、自助的な簡易生命保険、互助的な協同組合保険があった。社会保険も労働者階級向けの保険として経済的弱者の保険と言え、1911年の国民保険法(National Insurance Act)に始まる。ここで興味深いことは、先進資本主義国イギリスは近代的制度の保険においても先進国であり、簡易生命保険、協同組合保険を含めて色々な新しい保険の多くはイギリスで登場しているにもかかわらず、社会保険についてはドイツが先行していることである。この興味深い事実は、どのように解釈されるべきであろうか。

まず、労働者階級はイギリスであれ、ドイツであれ貧しかったが、「世界の工場」といわれたイギリスの労働者はその恩恵にあずかかったといえ、その点で後進資本主義国のドイツなどとは事情が異なった。そのため、イギリスの労使対立はドイツほど尖鋭化しなかったと言え、また、簡易生命保険や協同組合保険などで労働者階級に一応の保障が提供されていたと言えるので、ドイツのように社会保険が必要とされなかったと考えられるのではないか。そして、注意をしなければならないのは、労働者階級が経済的弱者の保険を利用できたのは、イギリス資本主義の経済力が背景にあるということである。社会政策学では、労働運動に基軸を置き、その点で労働運動の激しさの違いがドイツに社会保険を先行させたとするかもしれない¹⁴⁾、これは事態の半分を説明しているに過ぎない。イギリスの経済力は、労働運動において階級闘争よりも体制内改革を志向させると同時に、簡易生命保険による自助を可能とし、その分社会保険の必要性がなかったと考えるべきではないか。

一方、ドイツでは1867年にノルドステルン(Nordstern)という生命保険会社が簡易生命保険をはじめて販売した。しかし、あまり順調に行かなかったようである。また、イギリスの友愛組合に匹敵する扶助金庫(Hilfsskasse)と呼

14) 島崎 [1991] において「『資本主義的生産の自然法則から生ずる社会的な敵対関係の発展度の高低』(『資本論』第1版序文)を示す一指標として、ドイツ社会政策の発生史を位置づけることが必要である」(島崎 [1991] p. 26)とされるが、少なくとも、社会保険の発生は、「社会的な敵対関係の発展度の高低」だけでは説明がつかないのではないか。あるいは、社会的な敵対関係の発展度の規定要因に、労働者という経済的弱者に対する経済的保障の状況が含まれるべきである。

ばれる共済組合があったが、「工業、鉱山、鉄道などの重要産業に従事するものだけで、残された多くの労働者は、恥辱的な非救恤者としての救済を受けるより仕方がなかった」(近藤 [1963] p.104) と言われる。ドイツでは疾病給付のための任意組合が発展していたと言われるが、必要としている人の半分程度しか参加できず、疾病保険法 (1883年) から全賃金労働者が対象とされた (Henderson [1909] p.8)。通常言われているように、後進資本主義国としての強引な資本主義化は労使対立の尖鋭化をもたらし、そのことが鉛と鞭の政策の鉛としての社会保険登場の契機となっているのであろうが、その他の見るべき保障が労働者階級にはなかった、あるいは、簡易生命保険を普及させるほどの経済力さえドイツの労働者にはなかった、ということも重要な点として見逃すことはできない。特にイギリスとの対比においてこの点が決定的に重要であり、ここにドイツ社会保険がイギリス社会保険に先行した理由があると考えられる。

イギリスに話を戻すと、世界の工場として栄えたイギリスも1873年から1896年の大不況によって独占的地位が崩壊した。プース (Charles Booth)、ラウントリー (Benjamin Seebohm Rowntree) による貧困調査によって貧困の社会性が認識されるなどして、強力となった労働者階級の体制内包摂として、ついに1911年に社会保険が採られることとなったと考える。社会政策学では、社会保険が採られた背景を「社会保険、最低賃金制を中心とする国民的最低限保障策… (中略) …の物質的基盤は広大な植民地に支えられたイギリス独占資本主義の経済力に他ならない」(高島 [1995] p.120) としているが、そうすると、社会保険ではドイツが先行したことの説明がつかなくなると思われる。むしろ、イギリスでは経済力を背景として社会保険以外の経済的弱者の保険が生成・発展して社会保険が必要とされなかったとすべきで、経済力は社会保険を採る背景ではなく、逆に社会保険を採らなくてすんだ背景であり、そうでないとドイツが社会保険で先行したことの説明ができないのではないか。

経済的弱者の保険として、さらに、アメリカ団体生命保険も重要である。団体生命保険は、自立自助の精神の強いアメリカにおいて社会保険の代替手段として開発されたと言われ、「一種の社会保険」、「私的社会保険」、「第2の社会保険」(大林 [1961] はしがき p.2)、「アメリカ式社会保険」(安井 [2000] p.

102) などと言われた。団体保険とは、「特定の共通な性格を持つ人間集団を、一括して、単一の保険契約において付保する」(大林 [1961] p. 27) 保険のことで、今日ではこの団体契約という画期的な危険選択・契約方法が色々と使われている。身近なところでは住宅ローン借入れ時の生命保険にも利用されており、社会保険の代替的な機能を持たない純粋に私的保険のものも多いが、最初にアメリカで登場した団体生命保険は社会保険を代替する職場保障として位置付けられる点が重要である。なお、ドイツの団体生命保険は1923年に登場しているが、その発展はアメリカのように労働者を対象とするものではなかったと言われる。その理由は、ドイツの労働者には社会保険があったので、社会保険の対象外の商工業の職員や各種の組合が組合員のために利用するといった形で発展したからである。逆に、この団体生命保険の存在を主因として、アメリカでは1935年の社会保障法 (Social Security Act) 制定まで社会保険が採られなかったと考える (Lubove [1986] pp. 8-9)。こうしたアメリカの社会保険の後進性は、自立自助の精神が強いことによる。自立自助の精神の強さは、建国以来の伝統とも言えるが、特に18世紀後半から約100年間続いた西漸運動が公助の代替的な役割を果たした点が重要である。西漸運動が終わり、公助が求められる中で、自立自助の精神の強さが反映して公助の代替として団体生命保険が登場したと言える。経済的弱者の保障という資本主義社会の共通の課題に対して、各国資本主義の状況が反映して、同じ保険でも展開の仕方が異なると言えるが、団体生命保険の展開も各国の社会保険の生成・発展において、経済的弱者の保険の展開という視点が不可欠であると考えられる。

ドイツ社会保険の先行理由を考えながら経済的弱者の保険の展開についてまとめると、イギリスでは経済力を背景に社会保険を必要とせず自助の簡易生命保険が登場し、またそれを補完するものとして協同組合保険も登場した。これに対して、急激に資本主義化を進めながらも経済力に劣るドイツでは、体制維持のために公助としての社会保険を実施した。一方、ドイツと同じ後発のアメリカでは自立自助の精神が強く、ドイツと異なって社会保険の代替としての団体生命保険が登場した、とすることができよう。

以上のように、労働者階級が形成されて、彼らの経済的保障が経済的弱者の保障として問題となり、保険史的に言えば、いわば「経済的弱者の保険」が

19世紀半ばから20世紀初頭にかけて登場してくると言える。前述の社会政策学における社会保険の位置づけは、資本主義の発展と社会政策の展開との関係において社会保険が把握されるが、労働者保護立法、解放立法、最低賃金制などの関係だけで社会保険の生成・発展は説明がつかないのではないかと。なぜならば、労働者保護立法、解放立法、最低賃金制等の社会政策諸制度のいずれを採用するかは、それぞれの国の資本主義の性格とその発展段階に照応して決まる（西村 [1989] p.14）としても、社会保険が有する経済的保障機能を他の社会政策諸制度が持たない限り、経済的保障制度としての社会保険の生成・発展の説明において、経済的保障制度としての展開という核心部分が抜け落ちるからである。少なくとも、経済的弱者の保険という保険史的視点を入れなければ、世界的な社会保険史は描ききれないと考える。このように、社会保険の経済的保障の側面、特に、経済的弱者の保険としての把握が重要であり、保険史における考察が社会政策学における社会保険の考察に役立つ面があるのではないかと。

それでは、保険学上経済的弱者の保険を考察することの意義は何か。それは、保険史における経済的弱者の保険の意義を明らかにすることであろう。自助が強制される社会で自動的に経済的保障を達成することができない者、それは保険史的には保険料を負担できない経済的弱者と言え。19世紀から20世紀にかけて経済的弱者の保険が生成・発展したと言え、それは国家、協同組合などに保険の運営主体を多様化させながら経済的弱者にも保険を広げること、社会の隅々まで保険を普及させた。これを「保険の社会化」と言えるだろう。すなわち、経済的弱者の保険の保険史における意義を保険の社会化と捉える。社会保険はこの経済的弱者の保険の一つとして位置付けられ、自助、互助では不十分なところに、労働運動を重要な要素としながら公助として展開されたものと認識すべきであり、保険史的には、保険の社会化をもたらした経済的弱者の保険の一つとして位置づけられると考える。また、経済的弱者の保険は、自生的に資本主義が発展したイギリスの展開を基礎理論とできるが、各国の事情を反映し¹⁵⁾、特定の国で発生した保険もある。しかし、先進資本主義国

15) もちろんその事情の一つとして先進資本主義国イギリスの影響が重要であり、その意味でイギリスの歴史は他の国とは違った特別な重要性を持つ。

で生成・発展した保険のみならず、特定の国で発生した保険も、一種のデモンストレーション効果をもって他国にも普及していったということが重要である。「経済発展の世界史的同調化」(毛利 [1991] p. 64) が生じる中で、経済的弱者の保険にもその傾向が当てはまると言え、この点で「社会保険が報道価値があるため国際的に普及した」(大林 [1952] p. 50) という見解は不十分である。

経済的弱者の保険を軸とした保険史の考察を行い、隣接科学である社会政策学に貢献できるような社会保険史を作ることが必要なのではないか。しかし、社会保険の歴史はおろか、保険の歴史自体の研究が停滞しているので、保険史・社会保険史の研究が保険学の課題として指摘できる。